

離婚（2023年9月4日産経新聞掲載）

養育費、収入状況などで金額に影響

【質問】

私は夫と離婚し、子供2人の親権者になりましたが、元夫は養育費を支払ってくれません。元夫は既に再婚し、新しい妻には連れ子もいるようです。元夫は、共働きで生活も大変だから養育費は支払えないと言っています。私は養育費を支払ってもらうことはできないのでしょうか。

【回答】

親は子を扶養する義務があります。このことは、元夫が再婚をしても変わりはありません。したがって、元夫が再婚をし、新しい妻に連れ子がいるという事実だけで、養育費が支払われなくなるわけではありません。

養育費を支払ってもらえるかどうか、また、支払ってもらえるとしてその金額が減額されてしまうのかどうかは、元夫の再婚相手が働いているかどうか（働いていないとしても働けるかどうか）や、元夫が連れ子との間に養子縁組をしたのかどうか、相談者さんの収入状況などによって変わってきます。

例えば、元夫の再婚相手が働いておらず、かつ、働くことも困難であり、元夫が連れ子と養子縁組をしたという事情があるとする、元夫が扶養する家族が増えたわけですから、養育費が減額される可能性は高いでしょう。元夫や再婚相手の収支に照らして、元夫家族が生活を維持するのに最低限の収入しかない場合には、養育費がほとんど支払われない場合もあり得ます。

他方で、再婚相手に十分な収入があり、元夫は連れ子と養子縁組をしていないという事情があるとする、養育費の減額はされず、十分な養育費が支払われる可能性も十分あります。

このように、養育費が支払われるかどうか、また、支払われるとしてその金額については、細かい諸条件によって変わってきます。

当事者同士での話し合いが困難な場合は裁判所の調停制度などが利用できます。調停はご自身でも申立可能ですが、専門的なアドバイスを得るため、必要に応じて、弁護士に相談・依頼することをご検討ください。

（弁護士 中山良平）